## 春日井市産学連携促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新産業及び新事業の創出を促進し、経済の活性化を図るため、春日井商工会議所(以下「商工会議所」という。)が行う産学連携促進事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

- 第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、商工会 議所が市内企業育成のため、産学連携により行う次に掲げる事業とする。
  - (1) 技術開発、販路開拓等のセミナー開催に関する事業
  - (2) 専門家による経営者指導又は新事業展開支援に関する事業
  - (3) その他市長が適当と認める事業

(補助対象経費)

- 第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費であって次に掲げるものとする。
  - (1) 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費及び光熱水費)、役務 費(手数料及び通信運搬費)、委託料並びに使用料及び賃借料
  - (2) その他事業に必要な経費であって、市長が適当と認める経費 (補助金の額)
- 第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とする。
- 2 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の6月30日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、 商工会議所の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条 の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に収支 決算書を添えて、すべての補助事業の完了の日から20日以内に市長に提 出しなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、商工会議所に対し、補助金の交付の目的を達成するため に必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度に おいて補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又 はその状況を実地に検査することができる。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部と する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。